

【15－10 災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準】

1 趣旨

災害発生時、県や市町、警察のほか防災関係機関が緊密に連携し、県民の命を守ることを最優先に迅速かつ円滑に災害への対応を図るため、家族や知人等の安否情報を求める人々に情報提供を行うことで、救助・復旧活動などへの支障等を回避することを目的に、あらかじめ死者・安否不明者等の氏名等の公表の基準を定める。

2 個人情報の取扱い

原則として、大規模災害発生時において、安否不明者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に照らし、また、死者については、1 の趣旨を踏まえ、次の「公表に当たっての考え方」によることとする。

3 公表に当たっての考え方

区分	人命救助、捜索活動の効率化・円滑化①	住基台帳の閲覧制限等②	家族等の同意	公表・非公表
安否不明者 行方不明者	○	なし	—	公表
		あり	—	非公表
	×	なし	○	公表
			×	非公表
		あり	—	
死者		なし	○	公表
			×	非公表
		あり	—	

① 氏名等を公表することが、人命救助、捜索活動の効率化、円滑化に資すること。

② 市町において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

※ なお、発災当初の 72 時間は、人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ

①の要件に該当し、公表する場合は、当該災害の規模を勘案しつつ、発災後概ね 48 時間以内を目標に行う。

※ 公表後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者より公表対象から除くよう申出があった場合は、公表対象から除く。

4 公表する氏名等

原則として氏名、住所（大字名まで）、年齢、性別とする。

5 公表の方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供による。

6 県、市町の主な役割

県：公表に関する最終判断、公表資料の作成や県ホームページへの掲載、報道機関への資料の提供など

公表に関する業務、市町や警察本部など関係機関との調整（DVやストーカー行為の被害者等の所在情報の把握・確認を含む） など

市町：被災した家屋・住民の特定、死者・安否不明者等の名簿の作成、家族等に対する公表等に係る以降確認、住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認 など

7 その他

- ① 公表に当たり、県は、市町、警察のほか防災関係機関と緊密に連携し、迅速に状況、情報の確認に努める。
- ② 「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者、「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者、「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。

【15－11 地震・津波防災対策目標（香川県）】

平成19年3月 策定
令和7年2月 修正

1 目的

南海トラフ地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、本県の地震・津波防災対策の目標と対策をとりまとめたものである。

また、こうした減災は、県民・市町・県の連携と協働があつて、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、平成19年3月に策定したものであり、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

2 背景

○ 大規模地震発生の切迫性

本県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は、80%程度（令和7年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

○ 県民・市町・県の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、県民・市町・県が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。県も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、県の防災対策の数値目標を定め公表することとしている（香川県防災対策基本条例第46条）。

3 位置づけ

この目標は、「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第1条の2）であり、「県の防災対策の数値目標」（香川県防災対策基本条例第46条）の地震・津波対策部分を構成するものである。

4 想定される被害と対応

本県において実施した「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

【強い揺れに対する備え】

- ・ 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の落下防止等の対策を講じる必要がある。

- ・ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

- ・ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

- ・ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

- ・ ため池の耐震化対策

貯水量 10 万 m^3 未満のため池で、防災上重要な中小規模ため池のうち、耐震性が不足するため池について、耐震化整備を行う必要がある。

- ・ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

- ・ ライフライン、公共施設の耐震化

県民生活の基礎となっている上下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

【津波に対する備え】

- ・ 津波ハザードマップの作成促進

津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その作成を促進する必要がある。

- ・ 津波避難計画の作成促進

津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。

- ・ 河川・海岸堤防等の整備

「香川県地震・津波被害想定調査」では、「比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」いわゆる「L1 津波」が発生した場合、志度港で T. P. +2.9m の津波が予測されるなど、広範囲で甚大な浸水被害が発生すると想定されていることから、津波から県民の生命・財産を守るため、平成 27 年 3 月に策定された「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」（令和 6 年 3 月第 4 回変更）に基づき、優先度の高い箇所から計画的に整備を行う必要がある。

【地震・津波に強い地域づくり】

- ・ 地震・津波に対する正確な知識や口頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関す

る正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

- ・ 自主防災活動の促進・強化
避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。
- ・ 事業所と地域との連携
事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。
- ・ 避難行動要支援者への対応
高齢者、障害者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。
- ・ 複合災害への備え
南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 被害軽減の目標(減災目標)

今後5年間（令和7年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

6 減災を実現するための目標と対策

人的・物的被害の軽減につながる具体目標（数値目標又は定性目標）と目標実現のために県の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和7年までに91%にする。（平成30年82%）
 - ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進（土木部）
- 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。
 - ・ 市町等と連携して、家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進（危機管理総局、土木部）

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

- 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震管率を令和7年度までに33.0%にする。（令和2年度末23.9%）
 - ・ 水道事業者（香川県広域水道企業団及び直島町をいう。以下同じ。）による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進（政策部）
- 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。（令和5年度末98%）
 - ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進（土木部）

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ（土砂災害）を整備する。
 - ・ 市町による土砂災害のハザードマップの作成を支援（環境森林部、土木部）
- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和 7 年度までに 75 箇所整備する。
 - ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部）
- [土石流対策]

保全対象人家 5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（土石流）における砂防施設の整備率を令和 7 年度までに 24.5%にする。（令和 5 年度末 24.2%）
- [地すべり対策]

保全対象人家 5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（地すべり）における地すべり防止施設を令和 7 年度までに 1 箇所整備し、9 箇所にする。（令和 5 年度末 8 箇所）
- [急傾斜地崩壊対策]

保全対象人家 5 戸以上を有する土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）における急傾斜地崩壊防止施設の整備率を令和 7 年度までに 29.9%にする。（令和 5 年度末 29.7%）
- 令和 7 年度までに 3,651 箇所のため池整備（全面改修）を目指す。（令和 5 年度末 3,583 箇所）
 - ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）
- 液状化災害を予防する。
 - ・ 液状化危険予測図の周知（危機管理総局）

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関する取組みの充実を図る。
 - ・ 市町津波避難計画の見直しを支援（危機管理総局）
- 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。
 - ・ 津波浸水予測図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）

◇ 河川・海岸堤防の整備

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。
 - ・ 地震・津波対策海岸堤防等整備事業の I 期計画延長に対する整備率 65.7% (R2) → 100% (R6)（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。
 - ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）
 - ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林部）
 - ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）
 - ・ 自治会等へ県職員が訪問し防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）
 - ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和 7 年度までに 100,000 件にする。（令和 5 年度末 71,891 件）